

# 令和5年第7回守山市農業委員会総会議事録

第7回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和5年7月11日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第30号～議第38号

議第30号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第31号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に伴う意見聴取について

議第32号 守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市農

業委員会規則の一部を改正することについて

議第 33 号 守山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則を廃止することについて

議第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号および第 5 条第 1 項第 7 号の届出に係る事務専決処理に関する規程の一部を改正することについて

議第 35 号 守山市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程の一部を改正することについて

議第 36 号 守山市農業委員会規程の一部を改正することについて

議第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 25 号～報告第 28 号

報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

- 報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による  
届出の報告について
- 報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ  
いて
- 報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借  
解約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1 北野 豊弘   | 2 川島 忠文  | 3 林 茂一   |
| 4 石田 達男   | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重  |
| 7 林 善治    | 8 下村 耕   | 9 戸田 守晃  |
| 10 山本 麻紀代 | 12 寺田 英子 | 13 秋山 新治 |

3 欠席委員は、0 名です。

4 会議に出席した説明員および書記

- |     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 説明員 | 局長  | 上畠 敏宏  |
| 局 員 | 参事  | 岡田 秀樹  |
| 局 員 | 専門員 | 吉川 与司一 |

書 記	指 導 員	井 上	俊 明
農政課	課 長	福 嶋	信 宏
農政課	事 務 員	杉 本	咲 絵

## ○局 長

本総会は委員総数 12 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 5 年第 7 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

## ○議 長

それでは、令和 5 年第 7 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 7 件、

報告案件 4 件の合計 13 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●● ●●委員と●●● ●●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

3 番 林 茂一 委員

4 番 石田 達男 委員 を指名いたします。

## ○議 長

それでは、議題に入ります。議第 30 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

## ○書 記

朗読いたします。議第 30 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

## ○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 30 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 30 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 30 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とす

ることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

次に、議第31号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第31号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に伴う意見聴取について  
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第31号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (第9条議案の説明)

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に伴い農業委員会の意見を伺うものです。

【議案に基づいて、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部を改正する内容を説明】  
の改正となります。

以上で、議第 31 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、意見を求めます。意見はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

ご意見無しと認めます。よって、本件は、原案の改正について「意見無し」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長

次に、議第 32 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第32号 守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市農業委員会規則の一部を改正することについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 32 号につきまして提案理由を申し上げます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市農業委員会規則の一部を改正するものです。

**【議案に基づいて、改正の内容を説明】**

以上で、議第 32 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を求めます。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の守山市個人情報保護条例の施行および情報システムの管理運営に関する守山市農業委員会規則の一部を改正することに決しました。

○議 長

次に、議第33号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第33号 守山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則を廃止すること

について

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長（第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第33号につきまして提案理由を申し上げます。

○局長（第9条議案の説明）

守山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則を廃止するものです。

【議案に基づいて、廃止の内容を説明】

以上で、議第33号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を求めます。質疑はありますか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議長（第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり廃止することにご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件の規則を廃止することに決しました。

○議 長

次に、議第 34 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第34号 農地法第4条第1項第8号および第5条第1項第7号の届出に係る事務専決処理に関する規程の一部を改正することについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 34 号につきまして提案理由を申し上げます。

○局 長 （第9条議案の説明）

農地法第4条第1項第8号および第5条第1項第7号の届出に係る事務専決処理に関する規程の一部を改正するものです。

【議案に基づいて、改正の内容を説明】

以上で、議第 34 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を求めます。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の規程を改正することに決しました。

○議 長

次に、議第 35 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 35 号 守山市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程の一部を改正することについて

て

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第35号につきまして提案理由を申し上げます。

○局 長 （第9条議案の説明）

守山市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程の一部を改正するものです。

【議案に基づいて、改正の内容を説明】

以上で、議第35号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を求めます。質疑はありますか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の規程を改正することに決しました。

○議 長

次に、議第 36 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第36号 守山市農業委員会規程の一部を改正することについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 36 号につきまして提案理由を申し上げます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

守山市農業委員会規程の一部を改正するものです。

**【議案に基づいて、改正の内容を説明】**

以上で、議第 36 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を求めます。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

「調停委員会」が設置されるようになりませんが、この「調停委員会」は、例えば「農地転用により建物が建ち、隣接の農地が陰になる」などの内容で調停されるのでしょうか。

○事務局

「農地の貸し借り」や「合意解約」での双方の理解が得られない場合に申し立てを受け「調停委員会」が調停を行うものになります。

○議長

規程に記載されているように、あくまでも「農地の利用の関係」に問題が生じた場合となります。

○議長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件の規程を改正することに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第37号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第37号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第37号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書 8 ページ、位置図 2 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 386 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の現在の経営面積は、58.8 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 2,376 平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇号

〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、30.2アール、通作距離は0.5キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

### 3番の案件です。(位置図P4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 297平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、2.4アール、通作距離0.3キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件（農地所有適格法人以外の法

人による農地取得は不可) については、個人であるため適用ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第37号の提案理由の説明を終わります。

#### ○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、集落内の方から集落内の方への所有権移転となりますので、問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

#### ○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

2番の案件は、譲り渡し人の方は高齢となり施設に入居

されて耕作できない状況であること、また、譲り受け人は農地を手放したため、代替え地としての確保として互いの思いがまとまった案件となります。他に問題はありません。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件は、譲り渡し人は病氣療養であり、息子さんは県外に住まいされており耕作が難しい状況であります。今回の農地は譲り受け人に貸付されている農地で、その貸付先に売却されるものです。

以上です。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする

ことに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 38 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 38 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 9 ページ、位置図 5 ページからとなります。こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、6 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 6-7)

〇〇町 〇〇〇 〇〇番 1,203 平方メートルの内  
243 平方メートル、登記地目：田で現況は畑、貸人は守  
山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、  
借人は 大津市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇〇 です。

貸人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり  
で、契約内容は賃貸借。事由は駐車場です。

なお、同一地番の残りの 960 平方メートル分は令和 2  
年 8 月と令和 3 年 10 月に資材置場として借人により農  
地転用がされております。(今回の許可後に全体的に再整  
備をする予定)

立地基準の判断については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の  
地区計画ガイドライン（〇〇〇から〇〇〇〇までの間の  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇の道路中心線からおおむね 100m の範  
囲）の区域内の農地であることから、第 2 種農地となり  
ます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問  
題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許  
可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 8-9)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 159 平方メートルの  
田で譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇  
さん 〇〇歳、および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇  
81 平方メートルの田で譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番  
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および〇〇町 〇〇〇  
〇〇〇〇番〇 62 平方メートルの田で譲渡人は守山市  
〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、3筆  
合計 302 平方メートルです。譲受人は野洲市〇〇〇 〇  
〇〇番地〇 〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇  
〇〇 です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は議案書に  
記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地（1  
区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であ  
り、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で水管等2種  
類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共  
設等（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許  
可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問  
題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許

可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P8,10)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 163 平方メートルの  
田および〇〇〇〇番〇 1.69 平方メートルの田で、譲渡  
人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇  
歳。および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 137 平方メ  
ートルの田で譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇  
〇〇 さん 〇〇歳で、合計 301.69 平方メートルです。  
譲受人は大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株  
式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のと  
おりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地（1区画）で  
す。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であ  
り、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で水管等2種  
類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共  
施設等（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、  
許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問

題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 P8、11)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 314平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇〇です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地（1区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設等（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。(位置図 P 8、12)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 240 平方メートルおよび〇〇〇〇番〇 240 平方メートルの合計 480 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は 栗東市〇〇 〇丁目 〇〇番〇-〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇 〇 です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地（2 区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第 3 種農地で水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

6 番の案件です。(位置図 P 13-14)

申請地が 13 筆、譲渡人が 7 名おられます。順にご説明  
します。

まず、〇〇町 〇〇〇 〇番 1,170 平方メートルの田  
および〇番 1,910 平方メートルの田および〇〇町 〇〇  
〇 〇〇〇番〇 659 平方メートルの田で、譲渡人は守山  
市〇〇町〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、つづ  
いて〇〇町 〇〇〇 〇番 859 平方メートルの田で、譲  
渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん  
〇〇歳、つづいて〇〇町 〇〇〇 〇番 1,242 平方メー  
トルの田および〇番 11,018 平方メートルの田および〇番  
〇 1,018 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町〇  
〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、つづいて〇〇町 〇  
〇〇 〇〇〇番〇 853 平方メートルの田で、譲渡人は守  
山市〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、つづ  
いて〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,011 平方メートルの  
田および〇〇〇番〇 1,011 平方メートルの田および〇〇〇  
番〇 1,011 平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇〇  
〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、つづい  
て〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇〇 448 平方メートルの田  
で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さ  
ん 〇〇歳、つづいて〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1256

平方メートルの田で、譲渡人は守山市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇 さん 〇〇歳の合計 13 筆、13,466 平方メートルです。

譲受人は天津市〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇 です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は議案書に記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地（37 区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区 地区計画区域内でございます。また、転用面積が 3,000 平方メートル以上であるため、滋賀県農業会議・常設審議委員会への諮問案件になります。

立地基準の判断については、第 3 種農地で水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準については、開発区域をコンクリート擁壁等構造物で区画し、周辺道路高に合わせて盛土し、雨水排水は区域内に新設される道路側溝および 2 ヶ所の調整池を経て 〇〇〇川に排水する計画となっておりますことから、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第

2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第38号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、事務局の説明のとおりで特段付け加える内容はありません。

よろしくをお願いします。

○議長

続いて、2番から5番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番から5番の案件を一括して報告いたします。

周辺農地には影響なく、地区計画により分譲宅地となることから、問題は無いと思います。

以上です。

○議長

続いて、6番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

6番の案件は、地区計画内の分譲宅地であり、周囲は水路と道路に面しており、問題はありません。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはありませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

6月23日に●● ●●委員と局長と参事で現地確認を行いました。何も問題は無いと思われれます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

6番の位置図で、転用区域内に白く表示されているところがありますが、この部分は何ですか。

○局長

この部分には、すでに分家住宅が建っています。

○議長

他に、質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第25号から第28号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

9 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 20 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 7 月 21 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

3 番 林 茂一 委員

4 番 石田 達男 委員